



西籍概論

一



513
51
/



安政五戊午春新雕

西籍概論

呂活字百部際絶板

据霞堂藏

西籍論講概本卷之一

平田生先講談門人及傳聞人等書記

是て今日より三日の間申所を記し置はる通
り儒道の大意でんが則漢學のあらはし又漢國へ謂
ゆる開闢を致して定はるとは君々々歴代と申
して周の代が秦とふア秦の代が漢とふなり替り
代いて今の清と云代不成たるはで數十代乃沿革
又儒道と申せ訣又其漢學致を者と儒者と申せ訣
御國へ漢學が渡つて以来の荒はし又和漢の儒者
と云ふ者共は大方の學風及び御國の儒者との

門 51 卷



漢學乃致し方乃相ひがみ宜しからはる事苟と以
論辨の多すので、叔漢學の事ハ今でハ世の中一
んじル相成り人の心が多ク夫に深ク是負ル思ふ
人の多くて其非を辨むはと腹をさし人ウ世ハ澤
山有ら此も甚多申にらちりいと聞て尤に思
もれ了衆もせんがにさんとハ無いかも知れぬと
思ひはせり我が翁乃教へに人ハ信しと信し
はいと真の事ハありの儘不作らむ飾らむ申を
いと返く教へられはし事且ハ漢人ハ此心
をハ申し多ると故人ハ憎はれ誹らるるもかま

わぞ思ひを放れて申しはすは抑漢國の事加羅學
びの事ハ世ハ漢學者ハ我國の事とハよとに致し
るやつれと成て世話やいてハ為折字ひははいて
ハ何も此方ウ申はむ共な事てハ有けまとも御國
ハ儒書の渡はて以來千五百年計でハも相成事故
也ハ普人博まり人乃心ハも深くあみ込是又佛法
と同ク萬事乃上に混雜してとるが上ハ人心と
素直ならむ惡さしと致し世の害やあるとハ佛
法のやうなとてハ無之甚しハてハ夫故ハ鈴の屋
の翁ハ佛法字ハはしりかはハもふんが明れども

漢學はつゝとあるが生のかたて辨へられし留て
其て先う比山ぶとに第一に漢意儒意と清くせく
た去て大和魂と堅くせよと要とすへし古く已
れ何ふにけてもひよせよ此事を言ハルゑふ人猥
りふ是れ惡としてふハあるに大に不故あてて去小
也其故ハ古の道の意の明うならん人皆大小是れ
誤とあるとせよはハふりふ故そと尋ぬれハ皆
此漢意ふ心の惑れ居て夫に妨げらるる故也
是千有餘年世中の人乃心の底ふ深著てある痼疾
ありハやに角ふ清くへのとてかふ此物にて近

或頃ハ道多説人に儒意ははしふは事乃て行ふと
悟りて是と破て了人も是れ被と聞ゆれ共左様の人
せら猶清くせよははぬかす事あるハもして其
説人所畢竟ハ漢意ふたつらて斯の如く動了故
ふ道と知はの要はは是とせよと除て去ふありと
ハ云也これま清くのをせららてハ道ハ得かこら
るへし初學の輩はは此漢意を清くのを去て大
和魂ハ固くせよ事ハ譬へハ武士の戦場に趣く
に先具足とせよし身成りふたて立出るり如し若
此身乃固く字誅せよして神乃御典成む時ハ甲

曹カミ也も着カ素ス層ハダにして戦タひて忽タち敵トを為ス手ヲと
 負オ了リ如シ必ズ加カ羅ラ心コ小コ落ロ入リしと云ハれ又タ人に贈
 らしとさる消息シヨクシヨク文ヲ亦モ只シ々々漢ヲの習ナ氣ヲとのそ支シ旗ヲ事
 身ヲ一ニ義ヲ小コ候トも見レつ又タ玉ヲ鋒ヲ百ニ首ニにもシつれもむろ
 小コ心ヲはへしり中ノ々々にカらの教ヲへて人ヲあしレるもは
 又タ漢ヲさほれは心ヲうへてて世人ノの心ヲあ
 しくちてぬるとも詠ヲ置レれよて尤モ是ハ縣ノ居ノの翁
 の國ノ意ヲ考ヘて乃チ外ノ種ノく書ヲ著シはれと云ハ書トも不ク去ヒ
 たりれたるも本ヲつうれよめ事ヲふからせの縣ノ居
 の翁ノ此ノへにとまをけし稀ニくニへ漢ノ意ノうち交フつ

とい説トも有リはして其ノ以前ノも漢ノ學ノハ弊ヲ多ク心
 ばいて辨シられ儒ノ者ノふつらも大ニ和ノ心ノの失ハるん
 る人ノくにハ山ノ崎ノ聞ノ齊ノ門ノ人ノ浅ノ見ノ重ノ次ノ郎ノ安ノ正ノ号ト
 網ノ齊ト云フつとる人ノ又タ水ノ戸ノ中ノ納ノ言ノ光ノ國ノ郷ノの御ノ家
 臣ノ栗ノ山ノ愿ノ助ノ号ト潜ノ鋒ト云フ人ノは又タ土ノ佐ノの谷ノ丹ノ三
 郎ノ重ノ遠ノまト鑽ノ岐ノの丸ノ龜ノ人ノ佐ノ久ノ間ノ立ノ僊ノ号ト河ノ大ノ華
 と云ハへる人ノは武ノ學ノ者ノもハ松ノ宮ノ主ノ鈴ノ俊ノ仍ノ号ト觀
 山ト云ハへる人ノはト各ノ書ノ著シしてトも多ク辨
 じレるも猶モいハは彼ノ國ノ籍ノに醉マとハハ
 名ヲ作シつと擬シ聖ノ人トもハ又タ名ヲ張レるハは

栗山愿字八伯立源助と
 稱し潜鋒と号に幼より
 學を好み八條彈正尹尚仁
 親王に侍流より親王薨
 へのひて後水府の辟よ
 應じて學官となり吏局
 を擡擧し至承年中卒
 仁年三十六
 谷重遠六神代巻鹽土傳
 と著され一人あり又保建
 大能打圖に此人の講説あり

所^ハ有^テ清^ク美^ハしく^ハ辨^じり^テ福^も乃^てムと
ても^ウムても^モ擬^聖人^共の^為に^縛ら^レて^漢籍^ハ垣^カ
内^ト出^放と^過う^ちハ^唐ふ^みの^非説^ハ知^れを^漢ふ
ま^ら意^ハひ^ら事^ヲ知^れぬ^ハ真^の道^ハ見^へせ^知
れ^ぬ事^トム^各々^ヲれ^御心^得て^鈴屋^符の^歌下^下ひ
方^の天^は月^日の^影ハ^みじ^らの^ホく^ろの^雲し
ん^れど^ハと^詠れ^るむ^とた^をく^心にし^免れ^以て
拙^者ハ^講説^ハ聞^くり^宣し^ので^ム扱^とか^々物^ハ
初^免か^大事^トム^先入^主と^ふふ^と云^{とも}有^に依^て
序^ル申^はう^てム^是も^最の^玉勝^間不^物は^ふひ^ハ其

道^トよ^ク撰^らて^入せ^むべ^レ事^ヲ有^ても^乃學^びに
心^はし^らひ^小ハ^先師^ト註^撰び^る其^立る^留や^う
教^ハは^由な^らん^考へ^て隨^ひ初^レれ^ば也^悟て^鈍
た^人ハ^更ふ^り云^へも^本を^り智^と交^人とい^へとも
大^底初^不隨^ひせ^めら^る方^に自^ら心^ハ引^はく^わけ
ふ^て其^道徒^筋わ^けけ^きと^惡死^事と^得け^とらす^又
後^ルハ^悟て^ふら^も年^来徒^習ひ^ハさ^きが^不捨^難
此^業を^はに^我と^云ふ^禍神^ト一^立て^ひて^とふ^かく
不^誣言^{して}猶^其を^らと^助者^むと^する^程不^終ふ^く
此^とハ^得物^とて^生涯^非事^のとして^身を^終は^るく

ハ杯世に多し斯る類ひの人ハ勉めて深く學べハ
學ふ由にくく彌惡き事乃み盛りふ成で己惑へる
のみあら此世乃人とさへふ惑んをどとらし返る
初免より師とて撰ぶるにさになむと有はを
が能く心得へ祀事でム○はて漢學の御國に渡り
來了其始と申すおけけて先凡てもろく外國を
もる成始免又その外國とも參來は故由は能く心
忍ぶらぬ記があは夫ハ先靈の真柱に申さる
如く高皇產靈神皇產靈神の御靈によはては此
國土の本と成へて一一つの物り出來て扱伊邪那岐

伊邪那美二柱神ハ夫に御天降りられて既に大八
洲國成次々御生遊んして後小諸々外國ともへて
くかしおと泥潮のりもははて大支とも小けとも
出來た物で夫ハ古乃傳ふ壹岐嶋津嶋及處々小嶋
者潮沫之凝成也とあは此傳への意ハ靈の真柱に
申さる如く壹岐津島より西ふあま國々三韓へ
もより漢土天竺其外の國とも悉く潮沫乃疑て
成法ははものしやと云ふの傳へてハそもハ此壹
岐津島及とある及字ともて知らはる事てムはは
れハ諸々外國ともハ御國れ成さるてハ遙り後

に出來りたる者にて、斯て伊邪那岐命、天照大御神
也、速須佐之男命、以御生と遊ばして、大御神にハ
高天原を知り、者せや御依し遊ばし、速須佐之男命
尔ハ青海原潮の八百重、以しろし、矢せと御依し遊
したる、此青海原潮の八百重と申を、ハ此國土全
くと云ふ古言て、此故に速須佐之男命にハ、この
大地球と云ふ、知し、此世との御詔、てハ、是ハ二柱
の御目と、幸御生れ遊ばし、二柱乃う都の御子
小坐、もから天と地と、以御依し、ハ、此、事
左様坐を、ハ、以御事て、然るに速須佐之男命、ハ故

有て御母伊邪那美命の坐す、根國へ入らせられ、
く思召し、彼國を入らせ、つと云れとも、さそ、う、小父
大御神の此大地を、み、あし、けし、先せと、御依し遊ハ
し、は、御詔、河重んじ、畏、ほり、あそ、へ、して、其荒魂、
坐を、禍津日神と、帥て、此大地ハ、盡く、御巡り、あは、し、
扱御圍の地、御歸り、な、は、れて、韓國、乃島ハ、金銀、
わ、吾御子の、知ら、す、國、ハ、浮室、河、ら、む、ハ、く、ら、し、と、
仰せ、は、れて、禱、生、し、て、な、さ、ま、は、ハ、金銀、も、な
くと、ハ、あ、る、ほ、じ、き、宝、ふ、は、り、故、尔、其、韓國、ハ、あ、る、金
銀、と、追、て、ハ、取、に、遺、し、給、ハ、ん、し、の、御、心、あ、ら、む、仰、せ

らもて其取に行ふ時ハ船フネノ多クハ船フネノ故其
時船フネに作るべし料ツカにとて樟木シロキハ御ミコハヤシカハ
多クも乃てム此御心乃結ムスハ神功皇后ハ御代ミコトに至
て知らず事コトてハ斯カて此神の御末ミモトとは大國主
神ハ須佐之男命スサノヲノミコノミコトハ御後多ミコトつ以て御國ミコクニと初ハジメ大
地オホツチノ所トコロハ御造堅ミコトめハ所トコロハ或アルハ是コノて
ムシヤに因ユヅリて須佐之男命スサノヲノミコノミコトハ此國コノクニと造ツクリとて五百
此の鉏ウシ多シ此神コノカミハ少彦名神シコヒコノカミハ御依ミヨリハ
てハ叔ウヂ又マタ皇御孫ミマツノミマツ迹トハ命ノミコト乃ハ天降アメノリルハ是コノバして國
土ツチ知チカズカすカトハ伊弉那岐命イサナノカミの速須佐之男命ハヤスサノヲノミコノミコトに

此國コノクニと皆みなしらしもせと御依ミヨリしらそハしもはしもは謂イハふ謂ふ
とつて知チカズカ事コトて大國主神オホクニノミコノカミハこノ謂イハふ謂ふて
御國ミコクニ子皇ミコノミコト美麻命ミマノミコトハ御讓ミカり給ハ此コノ後ノチに少彦名命シコヒコノカミ
ハ御後ミコトよテ外國ウチノクニハ御渡ミコトアハはしもハ彦名命ヒコノカミともニ
其外國ウチノクニともト作ツクリアハはしもハ諸シロク外國ノクニともト御國ミコクニハ
よりて仕シへまはらしめんとハはしもハ其事コトを御ミコトイハら
はしもハ乃ハ靈ミコトの真柱マキバシハ委ツカく記シハしもハ乃ハ彼書カノシ
と見ミらはくハ宜ヨシしもハハ○叔御國ウヂノミコクニハ外國ウチノクニハ參マ来キ
れル始ハジメハ神武天皇カムヤマトノミカドハ御十代崇神天皇タカヒコノミカドの御代ミコト

の七年不三輪の大物主神は天皇は外國の歸伏は
へるべし御代としむきてこの御代不意
富加ら國と云ふ國とて蘇那曷叱智と云ふ者と使
とて貢物と奉れよて是は新羅國は西南にあ
る國ては後小ハ三韓のうちにあつてしほふて
ム叔この御代としふされさる大物主神も申もハ
則大國主神の幸魂哥魂の國も坐て御代不此神外
國も御造るるは此川はれて御國へ御りへりさ
れ其時より大和乃三輪に鎮坐を事てム大の神の
外國人の参来必事字御さとしふれおほふ見て

大國主神の外國もろくと御國へよりて仕へ奉
らまぬ人よりは、事以知あり宜しめては叔彼
使人ハ此次の御代垂仁天皇の御代にて仕へ奉け
てとつゆはり其還る時に赤緒一百匹にての國王
に下され且先皇崇神天皇の御代に北國人が参来
さる事故則崇神天皇の御名は御真不入彦印惠命
や申上るるによして其大御名乃しはと云ふ取て
任那國や甲一と云ふし多詔有て此使ハ歸し遣はれ
しめては叔此はけて諸もろ西もある國々も加
羅と云事ハ此始て渡り来る國ハ大加羅と云

國てあはれは故に其後渡り来れりにも其方角に
ちと丁國と云ハ廣ハカ羅國といひむらハしむ
の志やと旧に説ふありまほり是ハやうらしむ事
てム井澤長秀ウ俗説辨ハ山崎垂加乃説として外國
名からと唱ふ事ハ嘉稱ハらむ日本を襲て實也
し諸越を賤して虚とを乃謂なり日本記齊之空
圖あて空國ハ同ハ國則ハら國と云に同ハ壳蛻形
との類ハ中に真ハれに譬へたアと有ハせりま
ハ大和心のめりしてたハいろいやりまうりか
らふてム此外ハ種々説ハある事ハ何れも

宣しハ南ハてム又諸越ト云ハ彼國ハ八野路山路
海路諸ハ道ハ越して行クハ依て諸越ト云と古人
の説ハ是ハはうらしむ事てム何ハともハ漢
羅ハ多諸越ト云ハ御國の外ハ西の方ハ國ト
たしちて云ふ号てム此誤故加羅ト云ハ當
了字ハ戎字ウよクあはるてム夫ハ多師翁ハ取我
概言ハ此戎字ハ加羅と訓しむもろハし乃事ハ謂
れハ者てム○扱此後十四代仲哀天皇ハ築紫の訶
志比宮に坐て熊曾國と御征遊たりし時御自ら御
琴と御ハ遊ハ建内宿禰大臣ハ神以命多御伺

ハセカサレヨメ所ヲ大后息長薙比賣命ノ神ノ御
 歸リ遊ハシテ御惜シ遊ベクニハ西方小國あり金
 銀と云し免種ノの珍しき物あり熊曾字うはと云
 止てこまを征給へと御侍としふされよは時小天
 皇の詔ふやうに高地に登て西方多見れども國
 へ見忍を只大海原のみこぞありし仰せられ御
 心の中に是ハ詐でもは神ぞとわがし其御琴を
 押退て御控遊ハしぬ時尔其神大く御怒り遊ハし
 て此天の下ハ汝の知らもへて國小あら此汝ハ一
 道と向ひ侍せや宜ハしはてて△此時建内大臣乃

申侍り侍らるハ恐し我々天皇亦其大御琴を遊
 せと申さるハ天皇ハ塔乃御琴と引きてるはく
 くに御控遊ハしるがまをしあつし御琴乃音の
 聞へるくふけよは故火ともししてみ奉はるは所
 うとく崩坐て居せらふくても是即神の御言とふ
 不侍り小思食の御崇て△爰於てたははる
 しこみ先天皇の御命よりらとハ殯の宮と申し其
 後宮へ移し參らせ扱大后ハ國乃大麻と云と取て
 天の下みあらは種くは罪穢と尋て國の大坂と
 云ふは此侍らる更次て神の御命御伺ひはれ

多う所り神の御悟し遊ハすと先の如くて其の國
へ汝命其御腹ふまを御子乃とらさん國なりを御
覺し成されなでな爰に建舟宿禰の申はれはすに
ハ恐し我大神その御腹に坐せ御子ハ何乃御子と
と申されハ男子と宜ふら建舟宿禰乃又申は
まはすにハ今かく言教へ給ふ大神ハその御名と
あらまふしや申はれこれハ神の御答に此ハ天照
大神の御心ふ底筒男中筒男上筒男三柱の大神
也彼國を求んとにもなはハ天神地祇は海河山
ハ神々に悉く幣帛を奉て我乃御靈を御船に上ふ

まどせて去くの業して渡はせや仰せられよて
な爰不於て其御教の如く軍船に御とく乃へかさ
きて御渡りらよらんとあす時乃御産らせられ
んよとあてな其時皇后御腰帶ふ石に御心よみな
はれて御し先遊ハし祈言して宣ふ尔ハ還ての後
こよよて生れ給へと仰せられて御渡まふはとた
り所り海原の魚とも大小とも其御船を負奉つ
て渡りゆは順風大に吹起て御舟は浪の波にくく
行く程に其浪新羅の國の半までたし上り至はる
てふふくに新羅の王うち恐もわふくはて申に

ハ我國あつてちり此方潮の國不上る事や聞ぬら
これハ國ヲ没して海とふ事かやひいもとハら
ぬりち小大御舟が海に満ちらひ御旗の光を日に
輝け笛鼓乃聲山川亦ひくくから新羅の王がほる
か小望て是ハ非常な御兵が来て吾國を滅はんと
をるも泣はせして氣絶致しむてムじやかや
有て正氣に死つて去下ハ東に大和と云神國あり
と死け身必其國の神兵ふらんと云て自ら繩を
くも大御舟の前に来て甲を承へ今より行くさ死
天皇の命のはふくも御馬飼として年毎に舟が
十

て腹がはちも船楫はさそ天地ハ共常磐小仕奉らん
と甲を故其繩を御解ゆし成はれて御馬飼部と
御定は遊ハし百濟高麗乃二國の王も新羅王のは
はろひ奉れはまもも御前小来て今も後
貢物ハさやけしと申を故これも御ゆしふされ
て渡りの屯家と御定は遊ハし其御杖ふされい
了御舟を新羅王の門に御衛立遊ハし後世の印と
うけさるる其御舟をせめて後世はてあはぬ
と大事でハ板底筒男中筒男表筒男三柱神の荒御
魂を此三韓ハ國の守神と鎮坐し免る御還渡り此

されどては是よりつけて曰ふ説に其の御歸て遊ハ
も時に弓の餌て岸石に新羅王へ日本は犬也と御
か交遊へしは其の後彼國の人是といやう削
れどもいは、南消ぬと云事といひはすか此事
らひぬた乃輩々彼是といひけして信せぬ事
ら朝鮮平安城より一里
かてわれの麗似と云所有て河邊小岩石多支中
亦二丈計りれ大石面小高麗玉者日本犬也と云
八字多不てはけてその字の大はけ一尺計りふ
く切入てはぬ夫と戸川肥後と云人々彼地小於て

親しく見ふ来はと記しと云はしと云ら實に
有ハはるやみゑて不測な事て云〇叔御歸り遊
ハし後御子ハ御生れ遊ハして云其御生れ成はれ
と云時ハ御腕に鞆の形な肉ははしくと云
事て云是ハ皇后ハ三韓と御征遊ハも子はて及
ふますら男ハ御粧ひふされて弓矢御執て遊ハ
し鞆多御はけは色な故夫ハ御あやかり云は
れ多ので云夫ハ是此御子乃御名と大鞆和氣命と
も又品陀別命とも申奉つはて云是ら即ち神武天
皇とて第十代に御當り遊ハも應神天皇と云叔

此天皇への如く神の御覺しに、
しよほ時より天降下と云ひし、
に胎中天皇とハ申奉りて、
ハしと云所へ則繁紫多世の人と云
とハ云て、斯く都へ還り、
波多はして、
して進はて元乃所へ引り、
と候時に天照大御神ハ御諭
亦近は給ひて御心廣田國小居
れ又此三柱乃神の御覺しに、
吾が和魂ハ淳中倉の

長峽小居て往來の船着んと思ふと御さとしが
有る故、其如く大御神の荒魂と、
りなほ三柱神ハ淳中倉の長峽に鎮坐し、
られよて、則今の住吉の神社ハ是
言に爰に坐て往來舟見んと思ふと御さとし
ふ内と云るハ船路守らんやの御言て、
とつて後くはて、唐土へ御使遣はさめく時ハ
この浦を舟と出されりつ、此大神と重
ふはる事て、
覺し言ふ荒魂ハ皇居に近はけ給ふ
と宜

小にけて老ふれば此三韓に征給ふべしと御
 覺し自はれたるハ天照大御神と申せ者ハ其荒
 魂の御心てハ天照大御神の荒魂ふとハ則禍津日
 神小坐ては為の御名以五十猛神とも申し夫ハ天
 照大御神小くかりの荒魂てハ之速須佐之男命
 にも荒魂小坐て殊にハ須佐之男命に属坐屯て
 其御子とさへ申し速須佐之男命ハ大地以御欠く
 遊へしとす時帥て御はハリふさまゝる程此事
 てハ是らの子委くん靈の真柱に申しとす通り
 の誤てハはて其大地字はハで御還りふはれぬる時

韓國ハ鳴ハ金銀あり昔々御子れしら屯國ハ浮
 室タカラハらすハをらしと仰られて舟小造ふべしクサ
 御生しふはととほとありはとり夫ハ右申しと
 了如くそへ加羅國ハ小ある金銀と初見御國の用
 とむ留る也と乃追てハ取に遣ハらんや字なし
 て其時小松ふらてハ叶ハぬ事故夫ハ造るべし樟
 字御生しふは此よものでハ叔とやうに速須佐之
 男命ハハ給て御定然うけれ置れふ為事と此時天
 照大御神乃荒魂ハ御さとしむは也神ハ皇太后ハハ
 らと御討遊ハしとは事てハこく多考へて禍津日

神へ大御神と速須佐之男命乃荒魂に坐屯事なは
とほりてわてふ北らハ誠尔哥ヤも哥ふは事の
中ふもあふ妙ふりとも妙ふり中ふも殊に妙ふ
は御事で吾神代乃古傳のとろけふはすはる神
は御事の賢き謂のそはく知らる事ともてふ○
扱三韓の國くハ此時よてははるを奉る御代く乃
調物ふハ必金銀を奉はるは事て御用ひふさる
金銀のりては盡く三韓より渡し奉はるはもは
てふ斯し四十二代文武天皇の御代五年に陸奥國
ヤ對馬國とて金を貢り是ふはて大室元年と年

号子御立はれはるが御國不於て金の出さる始
次て但し此時出さるハ金のく治へもあらはも
のであつふはる四十四代聖武天皇の天平二十一
年二月ふよく治へる黄金に初はて貢つては
又銀の出ふはるは是より早く三十九代天武天皇
の三年三月是も對馬國とて始はて貢はるは扱
るは金銀の有はるから古へ出すして異國よりは
用ひしめ給ひ遙の後に初て次々に諸國より彌
く澤山に出はる程に近はるは至ては萬國ふは
はる多くいつ事甚し妙ふる事ては是ハ皆と有

しうくろも統て神の御心なれば必深き理のあは
とてあらふて凡人の尋常乃理と以て測て去か
つてとてはらいての又此大右の韓國を御征伐
遊ハしむる事を俗の儒者採小智と振けて是彼と
論ひ申し新羅とのうみ皇國小寇せしも聞へず
何の罪もなかりけり故むを征さばふ事ハ只に
からず貪と給へるにて不義の御仕業なて無名の
軍とぬんと申はる只己が私乃小義智以て物の
義理を定むる例の漢國意下して真の道は知りけ
るものなる抑この御征伐の元の寄て来る謂と

思ハ先北大地ハ夫御造り堅次ふとも伊
耶那岐大神ハ速須佐之男神に依り賜へつたり
のて有る所は自美麻命の受けたりし其事故
嘗と云ハ我天皇のミれりら御有ち遊ハせ
えはかれとも其理のいはし現ハれぬので其外國
く乃王じりの各がむれくくしハたれり事ハ其
理のいま現ハれぬによきての私とてハ斯る
謂と云凡ハしむを成まとも皇神等乃御史め
ハたれ謂あるが故にらく御計ひ遊ハしむもの
ム夫と賢人もかふらと小論し奉るなり負氣

宇治若郎子申すは彼二人多師也して始てて
の漢籍と御讀遊ハしく夫に御通達成けりゆと
甲七事てム此王仁と女人ハ御國の儒者の始て書
首等乃先祖てム此時んし免て漢籍ハ御讀ふさ
了くに比てハ漢字乃音を知らんてハ漢籍讀事
あさハすはさ此方の言とてんてハ其文義と解
め事あら給ハ此時より字音も其訓も阿直王仁ら
どの定むもの見ゆ了てムハせれ譬るハ論語と
とはんハはは首に論語卷之一とある論語又學
而弟一とある學而又子曰とある子の字ふと皆音

讀にやると故其音を知らんては讀む事ありハを
けて學而時習之とあるとを訓ふもむからよくて
訓もふくてハ叶ハせよしや字音の儘に學而時習
之音に讀とも學ともははぶふと而とハての心時と
んをてくとと女を習とハふらふ事をわとやつか
知らんても其義も通達ハ致しかたらさや、不知
るのう即ちいハゆる訓てムさよハこの始を王仁
等が大化に骨殖折ふとてあらよてム夫と忽に
く御通達ふとよと身若郎子皇子のハみじや御才
氣に坐しと事て其實に漢籍ハ御熟しふされし

證の志の御代の二十八年に高麗國より朝貢のり
きり奉つぬる表の文はこの皇子の御と遊ハシ
右所ハ高麗王教日本國と云不届此の文が有と
ぬ故其便小其不禮と御責ふ内と右の表は御破り
をて自は礼多は事ハ有りら當時既に此方までよ
むべ支音も訓も足はで有たはと是で知れりて
もし音訓ともにもくハよと讀て其表文の無禮ふ
る子御辨へ南さるく程小御通達ハ出来ぬとこ
述世乃儒者徂徠大宰などハ説不能漢籍に熟し唐
音小とけをれハ訓讀ハふらむかの國の法乃如ム

直讀としてと々通しけとらぬくと云ふハ甚以て
靡其の説多ムとひ口小ハ直讀にして心小ハ
訓讀とんむハ其義に通せぬとてム人ハハかやう
か云ひヌハを此輩も實小ハ自らも訓讀の法小依
てとるふハ相違ハ以てム猶右れとともれ委しに
トは師の漢字三音考と云ふとんで知はりて以て
△○玳應神天皇様の御次ハ仁徳天皇様其御次ハ
復中天皇様と申上りてム此御代ハ四年と云全の
八月始て於諸國置國史記言事や去事ハ書記にあ
る是ハ諸國小ハ此時始て物記其人を置きて其國

々にあらしむる言と^事ども成御記はせむされし
し乃事故朝廷尔ハ是を前不既々史あつて記は
れぬ事と知らずてム但し此ころへいほだ廣
く事多御記はせぬ程の事ハ無つぬ事へ
申すまでもないてム○扱はぬ皇國ハ固て文
字ふしと云ふハ古人も追々論じたに事あり
しけうてハ有田いと思ふ此も必神代より有
る事と思はれるてム仍て其出未ぬと思ふ子細子
取摘て申すハ先物あれハ必名なり斯て年移て代
重々はに従てハ物多く事しけん成行て終らむし

之有り故ハ物事ハ目印を付て辨へむハ有べから
ず此目印と云ふ則文字の原本て其ハ一はの印に
ハハと書成二はの印ハハと書成三つ以上も右
に准し丸或物にん○とかハ四角の物ハ□乃如く
ハて是則文字なり彼諸越^{モロコシ}に謂ゆる象形として日月
車馬ふやハ字ハ類ハも同じ事にて萬の物乃字も
是に因て自らに出来てハ理あり是とてふして神
代乃神のちの造ふし給はぬ置給ふもハ理ハふ
ハふムは^ハ御國ハ文字ありと云ふハ無誓ハ説
ハ云ものてム但し神代文字とて世に見ゆるもま

くあはる其等の中に眞の物も有るなれど其の
未どく考^ル糾^スさ^レれを定てハ云ひ^クハい^ハ是ハは
及暇ある時に委^ク論辨い^ハは^テム扱^ハ日本
記天武天皇記十一年三月の處に命境部連石積等
更肇^シ造新字一部四十四卷也云事ハ^ハ此新字
と云しハ甚多^ク事ヤ^ハ聞^ユる^ハ令傳ハ^ラは^レめ
故に詳にハ知り^クハ^レれとも世^ニ和字と稱して
柗^{サカキ}峠^{カシ}風^{フウ}箆^{ヘビ}蛇^{ヘビ}禰^ニ辻^{ツジ}鞆^{タン}於^オ云類^ヒの漢字ハ非^ハ
るもの數^ハハ必^ズハ新字の存^テあら^ハム上
にも云如^ク之文字ハい^ハり^ハル^ハ造^レハ^レ造^テ出^ハ死物

て有^ル故^ニ爾漢學の渡^ラば^ハ以前に必^ズ皇國字の有
ハ^ハ事^ヲ思量^ラれ^テム然^レとも皇國人ハ大^ニら^ハ
にしてさ^しも多^クハ造^テ出^ハせ^ヌ所^ニ彼諸越人
ハ元^ニ来^ル物^ト言^フ痛^ク此國風^ハハ此道^ニ賢^ク物^ハ理
深^ク委^ク考^ヘて^ハいと多^ク造^テ出^ハさ^ハば^ハ仍^テ便^ニ
事^ハも少^クハ^ハ故^ニに神^ノ御心^ト其^ト皇國^ニ
貢奉^ラせて御用^ハせ^テる^ハ事^ハ有^ルさ^レと^ハ又
多^クハ^ハ過^テ甚^ク煩^ハし^キ程^ハ不^レ成^ルも止^メ事^ヲ得^テ
了^ル勢^ハハ^ハ是^ハ取^テ捨^テして用^ハふ^ハ宣^ハて^ハ扱^キ
漢字^ハ渡^ルると^ハ上^ニ云^ハ如^ク云^ハふ^ハ皇國^ノハ^ハし

こ女人々皇國詞に考合せて羨ハ志ノ音訓字定ハ
次々小用ひまほ所々般々や用を馴てん大尔便利
かすのみならそ漢學の弘ははへさ機運ふは故小
以つとふく神代字ハ廢りてふれう如く終ふ令の
有様とそ成とて有る是本々わ神の御心成りてハ
論ふしてムはも身上つ代の事實ハ物に記さそ口
のミ言ひは或語継さるり多々有一にと次々に
傳聞の誤で出来て給らるし々有へ死ふ隨ふ文字
ふて記し遺しつるハ殊に正しく給れかく傳はて
て千歳歳と過たりも元の姿にいと親しく當時の

有様と今日以前に見るハ如く思はれは事小て實
小是は文字の徳てム師翁ハ歌にも「古ホと字今
小はら小傳へ来て文字も御國のひとつみま々
らと詠さそ此故てム斯の如く漢字を用以て事
と記を如く成さる成以て俗ハ漢學者共々非心得
して誇り驕り鼻字高つして置る々其論辨身いつ
ち果の會に委しん去ひはさうから夫はて待れり
々宜ハてム〇叔御國に漢學れ渡り来れぬる始の
故由ハ右の如くて是々で次々に漢籍も多々渡り
後尔ハ三韓の地とへて諸越はても御使と遣さる

はと物學上人多も此かハ侍れて彼國以事ともハ
何一ツ知れぬと云れ而て不御學ひとり成り終
ふ今の有様とハ成るゑの多ム此に付てりの諸越
乃國乃世此始免人乃はし免と考ふるに其謂ゆる
開闢の傳ハハ不御國の真れ古傳か遺して居る
多ム其もまは徐整ハ三五歴記と云書亦未有天地
之時混沌如雞子溟津始牙鴻濛滋萌清輕者上為天
濁重者下為地盤古有其中云く後乃有三皇此天地
人之始也やあは此心ハ古ハ天地のいふハ無はる
了時其天地や分るへ或物ハ混沌と入交けて譬

ハハ鳥の玉子ハ白ムと黄ととハ混して何ゆや
てあつとハ溟津て牙とし鴻濛とし滋と萌じ
まゝに其清く輕け物ハも上とて天と為り濁重
或ものハ下けて地やふはし其の中に盤古氏と名
くろ神人ろかり出て是ろ天と地や人と乃始と
云事て即御國の古傳に天地のいふハ無はる時
皇産靈神乃御靈に因て虚空下一物成て其状いひ
難く浮雲ハかくる所ふれり如く漂はるし其
中より状葦牙の如くして萌上て天と為り其迹不残
る物ハ此大地と成ては伊邪那岐伊邪那美命ハ

御成遊へしと傳にひしや符はてとるら此ハ
全ハ古傳の彼國にも傳ハリ存ふものて此盤古氏
と云り皇産靈大神乃御事後に三皇おでと云り伊
邪那岐伊邪那美命又須佐男命乃御事と彼國に語
り傳へた名と見へばてム其ハ先盤古氏と云小
名義以考ふに此盤字ハもつや讀む萬の字と
同音の儘不借てり未れ了と見えて義は萬字不
りへ了事形く万世を經たる古語の人と云心と思
ふとて且速異記と云書尔依て考ふと小盤古
氏夫妻陰陽之始也と云はるら夫妻字兼はる名形

了上小はして帝王五運歷年記に盤古死後左目
為日右目為月毛髮為草木と云ひ又盤古氏頭ハ為
東岳腹為中岳左臂為南岳右臂為北岳足為四岳と
云ひはる盤古氏泣為江河氣為風聲為雷と云と
は類統て皇産靈御神と伊邪那岐伊邪那美二柱神
の古傳乃誤り傳へたことな事疑はれハ天地
初卷のたと彼國ハ語と傳へた物てム抑此大地の
成初は是まで段々申を通じ御國々元て高皇産
靈神皇産靈神此世にも殊に御靈のふさへり殊
に此大八嶋國ハ伊邪那岐伊邪那美二柱神の御生

遊ハしとる本つ御國萬の國の祖國故天地の初發
の古傳説も詳る傳ハすにめりとも萬の外國々
もハ二柱神の御生ふとと違ひ先にも申
も通季皆是潮沫凝成者矣とある古傳説亦依り考
ふれ身加羅海始め諸の外國ともて統てく潮沫
ひらりこか凝集つて大れくも小はくも漸々爾國
形と成る物故天地始乃古傳説も御國の如く詳か
にハ傳へらぬ苦の事て此ハ譬へハ京都に有る為
とを圖と乃田舎に申しつと一ぬやうふものて元
乃京都むと爾隨らら返も尤る事て又御國の正

此古傳説を訛りあうらふ言傳へて其國々の事ハ
如く云のハ是と京都みて有る事と遠く田舎に聞
傳へて本のハ失ひ其所にて有る事れやうる語
り傳へると同じ記して扱上此件亦引出て申さる
事々々ら國の古書に見へる事には有れと實ハ
ハ吾古傳の訛りふれハ彼國上古の事實に非も我
御國の古傳と云へるもれて○扱右申す如く潮
沫ひらりこり凝寄て大くも小くも國形や成さる
とハ共小くも高皇產靈神皇產靈神の産靈の御靈
に依てらる事ハ御國も萬國も同一事れとも其

殊ふる御霊のよけはけて殊ふ二柱神の御生み
成られぬ御國と唯に潮沫泥土のふて依て成れ
る外國ともしや亦依り御國と外國との國からの
尊身義惡優劣をかくて判る其もはとうして知と
ると申せり古傳説なるものに致し計りてなま今
目前の事實に依て考へても御國へ人物多初見一
躰乃風土及び萬乃物乃優りとめと萬の外國とへ
懸隔ふると以ても知れるてム委くへ古道れ大意
を演説のふれて申せば通るの事但し人物によひ
諸物のはさてびる計てふ南く御國を道乃起す

は六君乃自統ハ天地とひ萬物を御造り遊んて
高皇產靈神にハ御曾孫又天地多照し御惠に遊ハ
す日乃初にハ皇大御孫小坐ま屯迹る藝命の御子
孫に次く與天地無窮矣と有る日神伊弉諾のは
くに御相續遊へそふやの身一の明證てハ萬ハ外
國ともハ是ふ反してろけの事物とつる御國に
ととふるをふら屯道の大本とる君と臣とのはハ
と此も正しからも定れし君の儘小甚りくく猥
らひし此事の多く中にもかからハ甚しいてム然
ると儒者ふんとはみよりハ彼國ふると讀耽はて

其文詞乃事に交に目くらむせうに彼國を稱立
了ゆくも世入を夫よりよきて大抵はると思は
て居るやむいやや左様の人々の為に先彼國の世
の初より定れたるまうて乱りかひしと謂ゆ
歴代の沿革はて今の清と古代に至ると追の有状
とを以て摘んで申すは○抑世界ハ一牧好れは上
も申す如く極古ハかの國も共ハ我神々の御開闢
の事と御治免なされし事炳焉々其の御名こそ
替りて上皇太一と云ハ天之御中主神の御事ハ申
し盤古眞王と稱するハ皇産靈大神ニ柱の御事ハ

て天地を御鑄造なされし御事迹も傳ハ季次
に天皇氏地皇氏人皇氏は河三皇と云々此ハ伊邪
那岐伊邪那美二柱大神と其御子須佐之男命と申
して大地を固メ國土を御生成しなされし御事
も和漢の傳説打合ひて聞ゆは又是を讀みし神
事も亦多ク御國をわ渡りて彼國の世々を知給
一由の古傳あり又右に讀て謂ゆは五帝は
其第一と云太昊伏羲氏と稱せぬ我ハ大國主
神の彼國を下りて其地を經營し人民を教導し給
一は子稱しは御名次ハ炎帝神農氏次に黃帝有

熊氏と云ハ則大昊氏の御孫と聞ハ次ハ少昊金天
氏又其次ハ顓頊高陽氏と云ハ又其御子孫トシテ
夫ハ此御功德アリ夫乃御子孫の次ハ連綿ト御繁
栄ハ此れ也了事ハ乃國乃古ハ記録系譜の類子
見て著明ハ我リ神典ハ大國主神之御子凡ハ百八
十一神矣以十五柱為珍子而天下四方國人等令咸
蒙恩頼矣ト云レハ實ニ然モ有ハテ御事ト云ハ又
右乃外に少毘古那神ハ早くヨリ國くに御天降リ
サレテ漢土ハ更ヨリ萬國に渡リテ御經營ハ此レ
ト御事迹各國に傳ハテ勿論ワリ神典ハ見名

其外ナレハ御々の御渡リ云々トて共に世間
子御治免成ワレ青人艸乃為ニ成ハテトモ以種
ク御起し南ナレ也了中に漢土ハ皇國に述レ故ク
神々の御事迹殊ニ委ク傳ヒテ又國々も御國の
如クハ亦ナレハ無レ也其餘ハ我狄ヨリハ勝也ハ
了故ハ上代ハ草の上にもナレテ猥ル事ハ人
世の治マシ事も書にも見ヘム如ク如ク
○扱ハム瓦ての人ハ初ハ彼國ハ古傳ハ女媧氏
也云ハ黄ハ土ト搏免て人トナレシハ泥中に繩
ト引マシして作シヤも云ハ又或ハ人ハ此池ハ魚

の生し膏さる物不出れ生もるゝ如く自然に出来
ごとくも非説も有りらば是も皇産靈神乃
御靈に因てなるとも申はてもかいてム○扱此五
帝に續めて國王と成さるゝと帝嘗高辛氏と云ふ是
を黃帝に曾孫ふらゝ五帝につゞいて世多治免ふ
事書ともみみへ此次も立はると帝堯陶唐氏と
云其次は帝舜有虞氏と云儒者等乃大に稱立は
し此王もちのとしてム○扱此王等も五帝の余業と
繼て天下を治はるゝ萬民を撫育はると心に用ひ
たる事の容易ふらばる事身尚書と初次古書共小

みあるゝ如くしてム然は彼國も三皇乃御代に
り以上も草邁の事於れば論に及へも五帝乃未ま
ても大方に治はりてはしも撰む事ハ形かてし
り本より國うらも宣から物と狭意むる風俗
の蓄もあやうゝ心へ用と共撫育の道も行届
かそ世と治免はるにや帝堯氏其子の數有る也
と不肖乃者多し仍て外に聖賢人多撰んで天下
と治免せうと思付たてム是ハ受禪と云事の始
めてム扱此陶唐氏ハ高辛氏の子て則其跡も嗣

留の世に堯帝と云ふは是れ事て△此堯く始め
唐と云處小居は故尔此王の世ハ号とハ唐と云
ふて△此れ時尔西戎中大洪水て史記や尚書小
天に滔ア浩くとして山々懐沅陵に襄るといひは
及下民皆服於水とも有る程のと云急實に大變る
洪水て有とて△尤も此余かと前からの事多前後
二十年余り三十年迄くの洪水と云ゆるて△扱
く小思ひ合さぬと云れあるも此年數と繰てみれ
ハ丁と此時分に當て西洋要呂波の國くと大洪水
イヌ稀りたりハり絶て云ははると云事ハ蘭書共

亦記して西の極南の國々の今有處乃人の種ハ其
洪水のと云れ故阿久と云者や外に兩三人至て高
山亦登じて命を助りりハ云乃り洪水治して後尔
其子孫々小名て諸國へちてハ云今乃如く人々小
ハ云と云事て彼國の書やも尔此洪水乃事ハ真
小胆多ひやしてハ云て何は夫と加羅の書物てハ
物理小識と云物に天地開時初有水荒云々太西言
洪水時亞爾墨尼亞為甚猛雨旬地面全没止遺諾
凡等人數考其時當帝學之八年壬辰云々中國洪水在
堯時是一徵也と云るハ此事て△天竺佛經所讀

てとほ處り世の初に洪水有りて是も人種り
畫俗程有女中胆多むやしてありまむ其年代
へ詳ららゆと其前後のほはと考へ見ほのふは
へて此時の洪水らしい事にとへはてん扱此時分
御國へハ何れ乃御代にあふると申せと真りに
ハ申されはせんか大底ハ彦火々出見命御代頃
あふるやうなれとも少く以て思ひ合はるく古
傳説もふく實不御國てわけもふかたごとてん此
等ふかむかへても此大地に於て御國の在所の殊
更に高し尊事も又から字はしれ西ふあふるの

國く入低く身紀事もらく分はてん其内加羅も少
かり御國小近き故り地面も高し西の極なる國く
てて身水も少く人種のみふは不とりてて血
流さてん○扱堯身此洪水と治免うとて先諸の臣
下に其事を誰へ申付くや問ふ處り縣と云ふ
者り宜しからうと皆り申すも依て其縣へ申付
る所九年其事小拘へる自さとも少くも功成
はすてこと縣多ハ羽山に殛せと申て誅しててん
其跡とハ縣々子の島と云者へ申付はる處り此ハ
史記も鳥傷父縣功之不成受誅乃勞身焦思居外

十三年過家門不敵入と有とみれそ父れ功立ん
て救れぬめふこそよく致し且心外にも思こと
とへて誠小其事を勉次大造お骨子折て遂に此洪
水に退治いふし返て此不祢たりのとへ尚書ひ
禹貢と云ふ篇又史記既夏本記又山海經おとと云
ものよ委く見牙はるム○叔堯にハ子もしいく
有て其身一ハ男子ハ名を丹朱と云其外に男子ハ
九人又娥皇女英と云二人の女らありから凡て十
二人の子持てハ或人ハ堯ハ祝して壽々且富て男
子以多ともふしふわと云と所ハ堯ハ申せふも辞

多男子則多懼富則多壽壽則多辱と云ハと有り隨
分女ハ嫌ひても血はふと見へて其詞ハわらひ
子ハハ澤山生せとてム叔かやふ男子ハ十人は
て持ちちせやも丹朱と始れ一人をして跡子嗣せ
はやうも器量の子ハ無とて他人ハ禪らうと其仕
へ居居臣等に是かれと見立て王位多禪らうと云
多れとも誰も受よりと云ふ者ハ無はると云とて
ム是ハ付て世人のよき知ていふ事ハ其頃許由
と云ものや巢父と云者ハ有て世と遁れてハ居
るふとも賢人と云の聞ハ有に依て堯ハ其許

由に逢て王位を禪らふと云ふ處に許由ハ袖を拂
て大なるやが却て耳を汚しとて川へ行て
其耳を洗ふと云事てハ時尔彼巢父ハ牛を水と吞
せやふとして此川へ来てみめと許由ハ耳を洗はて
ハ法から其説を問へハ堯帝ハ王位を禪らうと云
ふ故大に耳を汚しと云依て洗て居ると答ふ處り
巢父ハ許由ハ様々の事多聞ハ心かけの惡ハ故た
と叱り其汚れなす耳とあらつる水ハ此牛に飲さ
れぬや云て歸はると云ててハ此ハ莊子小有と故
例乃寓言なりと云此れぬけりといふの能知る其行ひ

の高麗由ふ云ふて稱譽いふ事と云此も諸越人
ふから陳眉公や云り評と致しむる趣り面白く夫
ハ水は荒り時ハ大地と盡して洪水て有か上に國
ハ荒はてく鳥獸と群を同じて居候と乃とて禹ハ
其を治るふも水の處ハ舟に乗て陸地も只歩か
れぬて車にけり泥ハ所ん輻にのりたりや何り千
辛萬苦して其洪水ハ八年程かくけて漸く治つと
處て漸に民に稼穡成せし程のと又百姓共の苦
ミハ飲食の物も乏しくなり辛りして生て
いと云ふは其上ハ世の初めなる因て何もク

出まこと云ふくらいの事々もの何を受えらふ
 處う有うや夫ハ其王と云堯リ住所と云つむ茅
 茨不剪撲角不斲と云て其屋造でのかやく材木も
 けらそけつらも其敷く席も縁とけくお付も皆に
 羹字和して食ふ事もふくやうくく銅簋厨食て聊
 り飢みし乃泥衣と云く鹿裘と着て少り寒は字
 禦く計季天下の樂と汝享は所てハ南い天下乃憂
 心叢^{アツ}を了乃てある故に堯ハ鯨舜も黒と云て黒く
 くとぼけくやつて有こと云りゆりおもけふて有

さらう、鬼^ク許由り何のかんハし、羨^スい處^コ有て
 此を受^ケふそ、老子尔不見、可欲使心不乱と云は、
 此の許由南^ヤより事ても有う、や、云はほしと云、此
 ハ實に面白^クい説で、ふ、お、ま、其後人^ノこの説と
 評して堯^ノれ時に洪水害^シ以^テ此して王とあは、堯すら
 廢^ル了^リ夜^ニ着^シし惡食^ヲ致^シ居^ル方^ノかとの事と云
 依^テ況^テ巢父許由^ト荒山^ニ居^ル匹夫^ノ乃事故^ニ其衣
 食住^ヲ思^ヒひわ^ラれたるに右様^ハ所行^セ云ふ是^ハ一^邊
 以^テ見^解と云^リのやと云ぬ、是もねもし、わい、此時
 王^トて、右^ノの如^クぬ、から、山野^ノの匹夫^ハ其状^實に

思ひやられほるとてム叔又木の巢父と云も乃身何
うも中も持て居て終煩ハしわとて更ふ何も持た
んぬ時に或人其食物と入れはもれく無死とて
瓢子一はくせと處り其と木の枝不引り弟置と風
の吹ふんで鳴る故是も煩しえものごとと去て捨
てしほつとと去て右の許由の耳と洗さる事と
並へる世の老莊家ととて悟りはしく去輩の不
先騒く事と此も加羅人王維や去もの評して
舌牙の高き行ある人の事と去へく此巢父と許由
の此等其行ふと去出す耳く聲は駐たる所でゆく

聲ハ耳子深は乃跡も無ものなり彼等の如く外
悪む者へ存多垢し物字病ハしかる者へ自賤る者
たに依て此二人ふないまも曠士とけへ去へ或者
て自へからとる志て道を得たは人と去ハよりて
と去いゆしより此ハ實によく評しふ事てム諸越
の賢人ぬの高士ぬのれ去ふ類ひ此巢父許由を始
め彼謂ゆは竹林の七賢人杯去ふ輩も皆似せもの
く作て賢人て肯つとるム漢名て云ららハ擬賢人
とか擬君子とか云よてム叔堯ハ右ハ如く人に王
位と禪ると云別か誰も受るものらふい故諸々乃

臣下に農夫百姓隠遁此者にても苦しからぬ程に
其人多吟味し或と大なる所り皆り云ふハ民間の
矜に以て尔舜と云り有て此ハ人々其の宣し
者乃由多云々然る吾其誠哉や古て吾女の娥
自と云々女英と云と二人有るは舜不々あハセ
又嫡子乃丹朱子のけて外ハ九人の男子乃有るも
悉く舜不はけて仕へさせ扱二人乃女並ハ其男子
共不對しての舜の爲方にも其一家の修めか自
らと試し目下後ハ王位に禪らんと其の深に思ひ
慮てか様致しこと尚書や史記不有てム但し斯の

如く天子とも稱は者の女と婚せし程の事故不然
らも舜字百姓から取上りてと云々と思へハ舜
ハやはり耕し耜り渙り杯もして其ま農夫て
居ももれてム上下の差別無く事此等以て
知り宜し以てハ斯て亮ハ兄弟乃女と舜ふめあ
せて彼り人と取てと試しと云々處り大に様子
々々いに依て心と定て天下に禪る氣ふ々季七十
歳乃時不位と避て我々も王の業と云舜不撰行
ハせて二十八年尔死んこと云々事てムさそれハ
舜元の由く農夫て居て王位爲不業字兼てハ女

事とみへて△○叔舜ハ堯ヲ死スル後小堯ヲ嫡
子スル丹朱ト云者小堯ヲ位以嗣セウとしむ所
々其世の諸侯ト云得マの者とも朝覲以致モ亦
其丹朱ヲ許ヘハ之んて舜ヲ慶行ハ又諸々以獄
訟ノ者も乃ハ丹朱ヲ慶一行モに舜ヲ許ヘ行ハ故
ニ舜ハ爰に於多天也夫ト云て此より初て王位に
踐法ト有テ△此舜ハ虞ト云小所から出反侍者
テある故に是ヲ代乃号ト虞ト云云テ△

抑此受禪ト云ム一わとともは事乃やう尔
も聞ゆとも其實ハ甚悪ク其ハ先身一に君

臣又子の義理薄ク後世ハ聖賢ト撰偽ハ偽者
多クハ子牙ヲ基ルテ我御國ハ如我萬世無窮
の大道小非此一代或りの功業ト主トモは故
に長久ト事能身以然也儒者の此二氏と
祖述するに受禪ヲ以テ稱モ亦ハ大ハ家心得
違ハにて實ハひく此ハ引伸シ云ヘき者也
さて舜ヲ子小商均ト云々ある此ハ彼堯ハ女乃女
英ト云ハ生ムすテ△所々是も又天下以有レハ
器量テありつと云事夫故舜ヲ死ハぬ前にか
の大洪水ヲ治ルハ禹に禪了つもして有ぬと申

三十九
きとしてム叔舜ヲ死て後に禹も又舜の堯の子丹朱
に禪让す所もはて舜の子商均に禪让す處も又
ウの諸侯とと此への考しも商均の處へも之んて
禹の處へ歸は故てて禹王の王の位と嗣と申
す事てム此禹王の代の名と夏と申してム禹も又
其死る時に其臣益や古者に國王の位を授る死ん
た處り禹の益も又禹王の子以啓と云へ彼舜や
禹王の前の王の子へ禪つた如く致しとる所も今
度へ大文小注文か違つて天下の諸侯共り皆益へ
ゆかんで禹王の子の啓り所へ朝して吾君の子也

と云て是も小仕へ了て今度ハ禹王の子の位に
即してム此も改帝と由りこの啓帝の子ハ大康と
云ふ王の時ハ其臣に羿と云ふ有る其王大康も逐
出して大康の弟の中康と云ふ立て羿ハ我儘を屯
了と云へりらや其内ハ中康も死て其子ハ帝相と
申す王の時ハ羿の羿と申す臣もはる其王帝相も
遂て今度ハ自分て位を奪ふてム一跡これ羿と云
も乃ハけしからや羿ハ名人て論語ハ羿も人弓も
射はとあめ終此もとてハ所りこの羿ハ臣ハ寒浞
と云ふ有て又羿も殺して王とふり夫ハひやぬ事

ハ其死骸以煮て羿の子に食せたと云事てム扱彼
帝相ともハウ子の夏と云者ハ遣ハして殺し
てム此夏と云り大造に力の有る者て陸地舟と
湯と云事てム此後帝相の臣に靡と云ハ者り有
て帝相り子の少康と云と取立てハ乃寒浞と殺し
本の如く夏禹王の血統に復し白てム羿と寒浞
夏の世字奪はて居ハ居間り四十年程と申とて
ム扱此少康禹王の後多興してり十二代夫
禹王から以下ハ康ハ父の帝相はて五代をへて
十七代と云る年數り四百三十二年先可ふに續

ハ云アム廿十七代目の王と謂ハ了夏ハ桀王てム
此ハ大小人わんはム扱王ハ有ハと云ハ夫ハ史
記ハも夏桀為虐政淫荒と云るてム此時に殷湯と
云り有て此者ハハハのと飾て世と欺支桀王ハ
世の衰弱字輩や云て恣ハ兵を擧て諸國ハ討ち
と致る者處ハ其頃桀王と其臣關龍逢と云者の諫
言ハ了り氣ハ入んて殺さるる事て湯ハ人と遣
はして之ハ哭らせし處ハ桀王夫ハ怒て湯と其
臺と云處へ囚へ白てム是ハ實に湯ハいらさゆと
と為る故囚ハらるるのてム於せと申そふとじ

や關龍逢 諫言所尤く桀王か夫を殺しこの無
道ふも志以自へ無道と思ふを龍逢とへ惡し或者
不思けて怒て居ほ處多湯り賢くしてらに夫を吊
けて哭しふ南らハ桀王の心にも我と非とし、了
湯の仕業と心付ていりりもしりしとらつもし
さうものてム此ハ今の世としても君は重くなく
しと受て手打ちれとともあひなほしのともし
臣下の内ふ夫と甚しハ悔と歎けり致しごからハ
其君とある人のいり小心からう、加様乃事を
允ふ今なぬ事實の上て考へ見ると宣しいてム叔

桀王ハ湯を此後廢幾くもふく釋しふる處う湯ハ
是より益く徳と修きて人の懐け彼伊尹と云けり
しら人を拘へ置て是や事と謀り此者を桀王へ進
めて仕牙させたふム此を云く問者に入を置て
陽にも忠義と見せか多陰小事と計らつて桀王に
付たたり者と毛れ心は堪くぬらし誰けし欠むと
乃工て致ふとしてム夫ハ尚書太傳杯ハ急度證據ら
見へばほ其工とに相違なき故やがて又湯を許
へ歸つてム叔此後湯ハ昆吾氏と云ふ諸侯を伐
て其くけけいふる其君桀王と討ち亡してとうく

く國を奪はれては殷の代と申せて

先是て漢土へ一變致し此受禪放伐の行はる
く亦付てへ眞の道行はれり天下は人心自ら
其方にはに移りて彼朱子に謂ひし佛
法渡りて以來善惡の名はらひ畢ぬと云ふ
如く儒道弘ゆるて眞乃道に却りて左道の如
く成りて

殷の代と在りて湯王より直る次は太甲と云ふ
其を暴虐と有しや申はるの伊尹を之に桐宮と
云所へ放逐して自王の位に居りて國を治めし處

の三年計季有て太甲へ其入とありて改免とに依
て國へ呼戻し元の位に復しとと申せとては但し
是へ史記に見ゆる儘に申せふととも實の處へ
彼羿と云奴り其王大康と放逐て國を奪はしは例
に倣ひて伊尹も夫とやつと乃ては是と申せふ
此奴國を奪ひては其君の連枝ははるの事
君を立て已れ夫に仕へ居りては事ては但し大甲の
連枝は者外に在ると云事も書るゝ事ぬら立ち
せり已ま位よりははる事とミへりてははる様申す
と漢學者流も大甲の人と明りのおほしと待て居

ふのことしと云て有うけれとも直らすへ何とすは
又大申う若桐宮て死も致おらる何と爲るそ
てん已其位不居とて有うり是の奸曲て有ま
へり殊不此大甲と云王の殷の代の王ともの中て
ハ太宗と稱し明君とも云んれたる王て夫の初
終不さう惡うらう善もふし又はし此大甲の位
不即けま乃も伊尹の業て其時終人と家てか知
れ終んよとら夫てハ伊尹の不明と云ものて夫若
又王の位に即る時は多へ人とふりも宣ふは多處
ら王不成てりら暴虐不成とれらハ是も有まは事

ても無いけととも人にハ生得多了性も云ら所
てけうハ変せぬものて其證據ハ桐宮へ放
れてわつか三年計りり程ふとん多善以人不成
わは放逐てふ不了人とたり南らハ遂てとも直は
夫と知縁ハ伊尹ら不明てハ譬へハ追放して三年
に直はものハ五年七年に於不つてもふ不れハ猶
と。し又ふからむて世の限も暴虐てわやりやも追
ぬ方々君や臣との大義に害なく道ハ大本は失
んふ依て後世に毒以流らんけれとも伊尹の所為
ハ甚し以て後世を毒以流してて其後世に流し

さふ毒と云へはれきまに下とて上乃隙以伺ひ
王位を望むから國一躰の風俗以急後世乃對曲ふ
る奴原の伊尹も此所為多例に引て去ひ種とふし
王ある者に少々の仕たち有か然らぬも其弱まに
く押込て己れ其位とつはへる事數つも盡されぬ
程の事て此風俗の御國迄に及び攝政基經公は
陽成天皇と廢し奉られし了自とら此伊尹の仕業
とは沁らぬともれて之に付て或儒者も吾師の
直日靈多難しと書に君惡れ行ひあらぬ臣もや
の諫先さらんかの武烈天皇陽成天皇乃如き君に

して諫めも聽給ハせし臣なとら位は下し參らせ
さらん君れ善或惡き論を舍て畏れ敬ふハ妾婦の
道也と云へば吾師乃重沁て辨せられぬる説小
臣君多諫めハ可也位を下し奉つる是外國の惡風
俗にて大に道尔背あり故尔武烈天皇は如き太
惡天皇といふとも臣是と下し奉れりともし陽成
天皇の御世乃ともハ既に漢様有れハ論及ハ抑
君惡劣時ハ臣とし其位と下し奉るもさきやう
もへん支下のやふ不聞ハれとも實ハ甚だあしけ
事ふ其故ハ真實の忠臣にして然せん世の爲ふ

ん暫くよれ道理も有へけれと世々に忠臣の如
 有かよとして不忠臣も多うる物なとへ作んの如
 へよては自ら君の威ハ輕くする臣の威はく
 ふと又やくもよとへ忠臣の賈物有て始乃程ハ忠
 義うけお君を輔佐しけり終ふハ其位を奪ふ者出
 来ぬふり漢國の代々に此弊ハと多し彼國のよ
 以史を見ハよととも知へり事なて然とハ君惡
 しとといへともひとよる小畏々敬ひて従ふ奉
 ハ一わよてハ婦人の道不近れ不似ふれ共永く君
 臣の義の敗るはしれ正道ふしてけいふハ其益廣

大なる此一端を以ても天照大御神乃道ハ上へて
 行へらぬやうにて實にハ至極セは妙道なり事
 と悟はへと又漢國の道身うはへハ賢くけ不道理
 免れて聞ゆも其實も其失多事とて以て准へ
 て知へたなりと云ひ置たましぬとて心と留て
 思ふへり事てム此伊尹の君子放さつる事とハ彼
 國に人すら非とじおるもあは夫も千百年眼と云
 書小見へてあけて然るに後世又僻論あるして
 伊尹放太甲于桐の放字ハ教字の篆文の誤と来
 りましたものて伊尹放太甲于桐と云事と云と云

説とあれと此を強て其非を蔽はんとして言出さる
説てとる不足らずは其事乃真偽ハたわじり
ふれれや竹書記年と云ふ古書よん大甲の位不即
ちろ元年に伊尹放太甲于桐乃自立と云ふ又七年
の下に王潜出自桐殺伊尹と有て本の王位に復た
事らみへて此身春秋左傳の杜預も跋にも引て有
か實ふせんふ事て有とやらも知れぬとて彼揚
朱と云ふ者の言にも三皇之事若存若亡五帝之事
若覺若夢三王之事或ハ頭億不識一や云てあり
めかには傳へもいして善人とのと語り來る者と

思ひれ了てハ○叔殷乃代ハ湯王より三十一代年
數六百二十九年○割註一説に六百四十五年○
相續致して其三十一代目の王か謂ゆる紂王てハ
この殷れ代の年數ハ六百二十九年と云ふ又ハ
四十五年とも有に付て先師乃玉勝間にもろハし
の古へ時世ハあはけりやあは事と云ふ一條に記
内れて其説に諸越及國も夏殷もあはれハ世の
事ハ何事もはあはけりハ傳ハらざりしをと不た
て諸の書やもよしるせり一ややうらや様も不
て時代乃差てあはけり事多し一つ二は

こゝ島へ顓頊の孫舜へ顓頊の七世の孫かると云
ゆに同じし時にて位を禪せられたるに又伊尹
へ成湯の時に人を知るに其子の伊陟と云しへ湯の
五世の孫の大戊と云ひし王の相なり其五世の間
乃年いと久きといつて存らる居けむ又周の先祖
の后稷へ堯舜の時に人となると云ふ下文王の后稷の十
四世の孫也其間の年の數千餘年ある以十四五世
よてんいゝてはくさるべきの國昔時乃人と
いへやもふんり皆命長りしとへ聞へぬもの
城や是等昔の人もはやくいふをしれた事に云へり

死かしたと云ひ置きたしむる皆むふる疑ふ此初
先尔夏殷よりあるとの世のそは云々と云へし
身難周と云ものく古史考や云にハ炎帝と神農と
と以て各一人と云し又羅泌と云ものく路史と
云にハ軒轅と黄帝と云此も各一人と云しは彼
字にほつると云ふ蒼頡の事史皇も云と云
る多君と臣と二人と云しは共工氏と云と或ハ
王と云ひ又伯と云お祝融氏と云と火徳の王と云
し或ハ至るとも云杯乃類ひ字云れと物てん

西籍慨論卷之一終

